平成２７年（フ）第１６号
広島市南区東雲１丁目10番11号
債務者　松宮美惠子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野田　隆史
4　破産債権の届出期間　平成27年３月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月13日午前11時５分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５号
広島県呉市阿賀北５丁目11番４号
債務者　高橋めぐみ（旧姓大束）
1　決定年月日時　平成27年２月18日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武井　直宏
4　破産債権の届出期間　平成27年３月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月22日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２７年（フ）第４０号
兵庫県姫路市飾磨区上野田１丁目10番地
債務者　東田　任人
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　和也
4　破産債権の届出期間　平成27年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月４日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４１号
兵庫県姫路市飾磨区上野田１丁目10番地
債務者　東田　　泉
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　和也
4　破産債権の届出期間　平成27年３月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年６月４日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年４月20日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第１０号
兵庫県洲本市鮎屋697番地２
債務者　尾白　浩二
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺岡　良祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第１１号
兵庫県洲本市鮎屋697番地２
債務者　尾白　昭巳
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　寺岡　良祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月７日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第１１号
沖縄県島尻郡与那原町字東浜104番地の２
債務者　村松　弘子
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠原弘一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月22日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第６６３号
仙台市太白区長町南４丁目19番２号　睦コーポ２―102
債務者　大宮　宏美
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新妻　範之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月11日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７０６号
宮城県名取市田高字沢目278番地　県営名取田高住宅353号
債務者　山田　英貴
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　雄介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第４８号
仙台市若林区沖野３丁目13番73号
債務者　村上　　明
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檜山　公彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６９１号
広島市安佐南区川内４丁目15番６―102号　コーポ杉原
債務者　板垣　正次
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９４９号
広島市東区中山新町１丁目６番43―301号
債務者　佐々木憲治
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森山　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８号
広島県廿日市市上平良133番地８
債務者　産直センターこと　木村　隆夫
1　決定年月日時　平成27年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多和　宙優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６３号
北九州市小倉南区葛原５丁目２番15号　102
債務者　須田　建一
1　決定年月日時　平成27年２月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　甲谷　健幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月11日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第４号
福岡県遠賀郡水巻町鯉口２番406号
債務者　城野　一歳
1　決定年月日時　平成27年２月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　春田　康秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月22日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成27年４月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１５９号
奈良県生駒市真弓南１丁目５番15号
債務者　金原　　薫
1　決定年月日時　平成27年２月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東　　正人
4　免責意見申述期間　平成27年４月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部